

令和2年第10回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和2年10月30日（金） 11時28分
出席委員 （19名）	1番 今吉 耕己 2番 今川 芳信 3番 二月田 努 4番 間世田 恵 5番 西代 秀子 6番 岡村 勝敏 7番 中村 優志 8番 松下 さえ子 9番 山之内 悟 10番 中園 真一 11番 長崎 恵里子 12番 田代 一友 13番 今吉 藤雄 14番 笹峯 久雄 15番 大山 茂美 16番 今村 浩一 17番 東鶴 昭雄 18番 常盤 信一 19番 梶島 睦夫
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作 グループ長 富久 亮二 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 有村 真一 主 査 山下 良太 主任主事 水迫 時巳
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農地利用変更届」について 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について 5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 7 「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」について

開会 11時28分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは令和2年第10回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は19名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。次に本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は7番委員と8番委員の両名を指名いたします。よろしく申し上げます。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届出が3件提出されましたので審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。まず、霧島の1を10番委員。
10番委員	はい、1番を報告いたします。届出地は田口地域公民館の北東に位置しており、現況は田である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は県道改良工事に伴い盛土を約10m行い、県道の計画高さと同じにし土地の利用効率を図るものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす

	影響は軽微と思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものであると思われます。以上、報告いたします。
議長（会長）	次に、隼人の2と3を5番委員。
5番委員	2番を報告いたします。届出地は隼人尚愛会病院の南西に位置しており、現況は不耕作地である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は盛土を1.7mするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。 次に3番を報告いたします。届出地は小田東公民館の北東に位置しており、現況は不耕作地である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容はシラスを20cm、黒土を45cm盛土するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。終わります。
議長（会長）	調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議ございませんので、本案件は受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転5件、利用権設定36件の合計41件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が2件提出されております。これらにつきましては、先ほど開催された農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきましてご報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転5件、筆数18筆、面積16,381㎡、利用権設定36件、筆数76筆、面積111,775㎡、中間管理権につきましては、今月はございませんでした。このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたのでご報告いたします。以上です。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。事務局の報告が終わりました。只今の報告について、ご意見・ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	なしという声がありましたので、質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画の意見決定については、全件承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は全件承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請20件が提出されております。この処分について審議を求めます。なお、国分の1は10月28日付けで取下願いが提出されましたので合計19件となります。それでは調査委員の意見・報告を求めます。まず横川の2と霧島の3を9番委員。
9番委員	はい、2番と3番を続けて報告いたします。2番です。申請地は安良小学校の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,110㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3番を報告いたします。申請地は永池自治公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは5名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,818㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、国分の4を2番委員。
2番委員	4番。申請地は青葉小学校の南に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,421㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分の5を16番委員。
16番委員	5番を報告いたします。申請地は上之段地区集会所の南西に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,946.25㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の6を1番委員。
1番委員	6番を報告いたします。申請地は上野公民館の西に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,371㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、溝辺の7を3番委員。
3番委員	7番。申請地は栗下公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事す

	ると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,929㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の8と9を13番委員。
13番委員	<p>8番。申請地は岩戸自治公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,350㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に9番。申請地は岩穴自治公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,350㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、横川の10を6番委員。
6番委員	10番を報告いたします。申請地は大隅横川駅の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,175㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく横川の11を17番委員。
17番委員	11番。申請地は大住公民館の南東と安良小学校の西に位置し、現況はいずれも田である。安良小学校の西の農地には、※※さんが令和5年2月までの使用収益権を設定している。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は53,088㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園の12を4番委員。
4番委員	12番を報告いたします。申請地は持松4区公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は11,300㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島の13を10番委員。
10番委員	13番。申請地は泉水自治公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,542㎡で下限面積要件を満たしている。

	調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上、報告いたします。
議長（会長）	次に、隼人の14と15を5番委員。
5番委員	<p>14番を報告します。申請地は隼人尚愛会病院の南西に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,982㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>15番を報告します。申請地は住吉公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は95,624㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。終わります。</p>
議長（会長）	次に、隼人の16と17を8番委員。
8番委員	<p>16番を報告いたします。申請地は山下公民館の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,241㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして17番について報告いたします。申請地は松永地区公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和6年4月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請にあたって解約通知が提出されている。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,464㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、福山の18から20を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	<p>18番から20番まで続けて代読いたします。18番。申請地は杉渡公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,183㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に19番を報告します。申請地は前川内公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,229㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p>

	20番。申請地は前川内公民館の東と南西、南東に位置し、現況は畑と田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は17,181㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外6件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず国分の1を13番委員。
13番委員	1番。申出地は、牧神自治公民館の南西に位置しており、現況は畑である。除外目的は、一般住宅を1棟建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の2を9番委員。
9番委員	2番を報告いたします。申出地は、宮川内公民館の北西に位置しており、現況は畑である。除外目的は、農家住宅と農業用倉庫を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	次に横川の3、霧島の4、隼人の5を11番委員。
11番委員	3番について報告いたします。申出地は、正牟田活性化センターの南東に位置しており、現況は畑である。除外目的は、農家住宅と農業用倉庫を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。 次に4番を報告いたします。申出地は、野上自治公民館の西に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は、一般住宅を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。 5番を報告いたします。申出地は、里上公民館の北に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は、一般住宅1棟を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

議長（会長）	次に福山の6を15番委員。
15番委員	6番を報告いたします。申出地は、佳例川コミュニティーセンターの南に位置しており、現況は田である。除外目的は、太陽光発電施設にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われる、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農用地除外6件については、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が3件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1を15番委員。
15番委員	1番を報告いたします。申請地は平山公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は牛舎、堆肥置場、運動場、ロール置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上。
議長（会長）	次に、牧園の2を4番委員。
4番委員	2番を報告いたします。申請地は中津川3区自治公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山の3を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	3番を報告いたします。申請地は福山総合支所の北に位置し、現況は山林である。なお、年月日不詳で山林にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするもので既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上のとおり現地調査を実施しましたので報告いたします。終わります。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

	〔全員賛成〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、11月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が22件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず国分の1と2を13番委員。
13番委員	<p>1番。申請地は霧島市役所の西に位置し、現況は事務所である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は現場事務所を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は、令和2年11月7日から令和3年2月7日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。</p> <p>続きまして2番。申請地は松木野口地区ふれあい広場の北に位置し、現況は田である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は現場事務所を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は、令和2年11月5日から令和3年3月31日までで、一時転用終了後は農地へ復元する計画のため特に妥当であると思われる。以上。</p>
議長（会長）	同じく国分の3を14番委員。
14番委員	3番を報告します。申請地は国分南中学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上、報告します。
議長（会長）	次に溝辺の4と隼人の5、6を12番委員。
12番委員	<p>4番を報告いたします。申請地は水尻公民館の東に位置し、現況は畑とロール置場である。なお、平成25年頃、一部ロール置場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は牛舎、堆肥舎、運動場、ロール置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして5番を報告します。申請地は県営隼人団地の南に位置し、現況は雑種地である。なお、平成29年頃、住宅建設用地にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして6番を報告します。申請地は野久美田公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。</p>

	農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上、報告します。
議長（会長）	次に福山の7を15番委員。
15番委員	7番。申請地は福地体育館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は牛舎、堆肥舎、運動場、ロール置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の8と9を9番委員。
9番委員	8番と9番を続けて報告します。まず8番です。申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 9番を報告します。申請地は国分単人クリーンセンターの北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸福祉施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分の10と11を16番委員。
16番委員	はい、10番です。申請地は姫城地区コミュニティ広場の北に位置し、現況は畑と不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 続きまして11番です。申請地は姫城地区コミュニティ広場の西に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は社会福祉施設の用地造成をするものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。また、隣接地5条許可地の1, 878㎡を一体利用するもので、全体計画面積は2, 387㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の12を9番委員。
9番委員	12番を報告いたします。申請地は公営住宅住吉団地の北に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の13を1番委員。
1番委員	13番を報告します。申請地は北原公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性

	も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に牧園の14を4番委員。
4番委員	14番です。申請地は中津川郵便局の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の15を5番委員。
5番委員	15番を報告します。申請地は小田東公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。終わります。
議長（会長）	次に隼人の16と17を7番委員。
7番委員	16番を報告いたします。申請地は隼人塚史跡館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 続きまして17番を報告いたします。申請地は日当山駅の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく18番と19番を8番委員。
8番委員	18番について報告いたします。申請地は市営東郷団地の北西に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 19番を報告いたします。申請地は日当山小学校の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に福山の20と21を15番委員。
15番委員	20番。申請地は牧之原小学校の東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

	<p>得ないと思われる。</p> <p>続きまして21番。申請地は牧之原小学校の東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に福山の22を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	22番を代読いたします。申請地は福山総合支所の南に位置しており、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査委員からの意見報告が終わりました。只今の意見についてご意見・ご質疑はありますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。つきましては、11月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」について

議長（会長）	次に議案第7号「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」についてを議題といたします。当委員会に対し、民事執行法による強制競売の買受適格証明願（耕作目的）が3件提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、落札後、農地法第3条の許可申請があった場合の取扱いについても、同時に審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1と2を14番委員。
14番委員	<p>1番と2番を続けて報告いたします。1番。申請地は東国分保育園の南に位置し、現況は田である。受人の※※さんは、規模拡大という申請理由であり耕作意欲はある。また、農機具は完備している。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるので、買受適格者と思われる。</p> <p>2番。申請地は上之段地区集会所の南西に位置し、現況は不耕作地である。受人の※※さんは、規模拡大という申請理由であり耕作意欲はある。また、農機具は完備している。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるので、買受適格者と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分の3を9番委員。
9番委員	3番を報告いたします。申請地は国分準人クリーンセンターの東に位置し、現況は田である。受人の※※さんは、規模拡大のため公売入札するという申請理由であり耕作意欲はある。また、農機具は完備している。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるので、買受適格者と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい、調査員の意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありますか。

2番委員	はい。
議長（会長）	2番委員。
2番委員	2番についてですが、現時点で下限面積を超えていないと思いますが、落札して取れた場合は、下限面積が2,000㎡を超えるんですよね。
議長（会長）	事務局。
事務局	はいお答えします。現時点で152㎡、今回の買受分を合わせますと2,404㎡となります。ですので、今回の申請に営農計画書がついています。今回落札しますと、下限面積2,000㎡を超えることとなります。以上です。
議長（会長）	2番委員、よろしいですか。
2番委員	はい、今回落札した場合、農地を取得し農業者となるということですよ。その際、3条申請は会長権限での許可となるということになるのですか。
事務局	はい、落札したらそうなります。3条の本申請については、この後審議されると思います。
議長（会長）	2番委員、よろしいですか。
2番委員	はい。
議長（会長）	ほかにございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それでは質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」については、買受適格者であるとの意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は買受適格者として承認することに決定いたしました。次に、落札した買受適格者より、農地法第3条の許可申請があった場合の取り扱いについて審議いたします。先ほどの審議において、3件とも買受適格者として承認されておりますので、農地法第3条の申請があった場合、審査を省略し会長の判断で処理することもできますが、いかが取り扱いましょうか。
	〔会長に一任〕と呼ぶ者あり
議長（会長）	会長に一任というご意見がございましたので、ここでお諮りいたします。落札した買受適格者より、農地法第3条の申請があった場合、会長の判断で処理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、落札した買受適格者より、農地法第3条の申請があった場合、会長の判断で処理することに決定いたしました。それでは以上で、令和2年第10回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に「その他」はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではないようですので、以上で令和2年第10回霧島市農業委員会定例総会は終了いたします。長時間ご苦労さまでした。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 12時30分

7番

8番

